



2025年12月15日
第722号

1部10円(組合員は組合費に含む)
郵便振替00960-7-117274

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
発行人 高田 晴美
連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

満を持して 府労委決定取消訴訟を提起

12月5日、組合は2024年講師継続雇用団交拒否事件で大阪府労委が行った却下決定の取り消しを求めて大阪地裁に提訴しました。2021年から毎年続く府・府教委による団交拒否と、これを免罪する府労委の救済申立て却下決定の誤りについて裁判所の判断を求めるものです。

公務員の権利奪還へ

組合は結成以来、公立学校教職員の地公法適用者と非常勤講師・私学教職員等の労組法適用者が加入しています。このような組合は「混合組合」といわれ、地公法による交渉、労組法による団交を行う権利をもっています。かつて府・府教委そして府労委は組合の団交権を認めませんでした、

中央労働委員会・東京地裁・東京高裁・最高裁で争った結果2015年に「混合組合」の団交権が確立しました。

すると、政府は2020年に地公法を改正し、施行して非常勤講師等を会計年度任用職員に地位替えを行い、労組法を適用除外にしました。その結果、2021年団交拒否事件について、府労委は労組法とこれに基づく不当労働行為救済制度が適用されないから、組合に救済申立人適格がないと判断したのです。

組合は毎年救済を申立てましたが、ことごとく却下されました。

新しい歴史をつくる

府労委決定が根拠とするのは「労働組合法は・・・職員に

関して適用しない。」と定める地公法58条です。ところが労組法が適用されない理由を示しませんでした。府労委は労組法適用除外が憲法違反になるかについての違憲審査の権能を持ちませんから審査には限界があります。

また、上述の東京高裁は「地公法58条は、一般職の地方公務員が労組法3条の労働者であることを前提として、その従事する職務の特殊性から、労働基本権について合理的な範囲で制限をし・・・その限りにおける労組法の適用排除を規定している」と判断しましたが、いまひとつすっきりとしていません。

本件訴訟は、なぜ地方公務員に労組法を適用しないのか、

それは憲法28条(労働基本権)に反しないのかを問うものになります。そしていまだ判例はありません。裁判に勝利することは、長年奪われた地方公務員の労働基本権を取り戻すことになり、歴史的な裁判となります。

最強の弁護団

訴訟弁護団は4人の弁護士で構成され、新進気鋭の労働法研究者を交えて議論が積み重ねられています。よくもこのような弁護団ができたものだ、との声が聞こえます。これに団交拒否を許さない組合員たちの怒りのエネルギーを法廷に持ち寄れば、勝訴間違いありません。

山下恒生(顧問)

大阪府定期交渉 大阪の教育をよくしたいとお考えですか

12月5日、大阪府教委と定期交渉を行いました。2時間限定での交渉が恒例となってきましたが、議論は煮詰まらず、組合の要求を理解しているのかが掴みきれないまま、次々と要点項目を進めていかざるを得ず、最後は時間切れでした。

要求項目の1つ目は、昨年に引き続き、精神疾患の病気休職歴のある教職員には再度の病気休暇を与えないという1970年の事務通知を未だに使い、差別的な取り扱いをしている件。55年前に比べると精神疾患患者への理解も進んでいること、今増加傾向にある精神疾患患者に対して無理解な姿勢では社会に対応していけな

いことを訴え、差別的な対応に改善を求めましたが、ガンとして受け付けませんでした。次に、産育休を取得する教職員の代替未配置が問題となっている中、さらに現場では部分休業等の取得者の穴埋めで、火の車である実態を報告し、その人的保障を要求しました。

春に転勤してきた教職員が部分休業を取得すると4月に入って初めて分かったという事例も報告され、大阪府教委の無責任人事が暴露されました。問い詰めていくと部分休業者の配置の偏りをなくすといったシステムもなく、内定を早めて現場に次年度の人事に対応する期間を与えるという配慮も考えていないようで、

残念ではすまされない状態であることが分かりました。大阪府の教職員欠員状態の原因の一つに周りが早々と内定を決めていき、府外に教職員が取られている実態に気付きながら「手立てを講じます」と言えない府教委に失望を感じざるを得ませんでした。

教育諸条件に関わる要求では、小中学校で支援学級児童・生徒が通常学級で学習をする場合、定数を超過しているので(吹田市立小学校24年度87学級→25年度135学級)ダブルカウントするよう求めました。吹田支部からの強い要求で重点項目に入れました。吹田市の児童・生徒の増加は尋常ではなく、吹田市教委にも要求

していますが、大阪府にも理解、支援を求めました。しかし、国では認められていないという回答を繰り返し、地域の実態・実情への考慮はなく、支援教育がどうあるべきか、この方は考えたことがあるのかと思わせる答弁でした。

府立高校入試の特色枠入試の実施は負担でしかないことを訴え、各校の裁量に任せてほしいと要求しましたが受け入れる様子はありませんでした。子ども防衛白書の問題は、時間切れで議論になりませんでした。大阪の教育を改善しようと府教委も考えているなあと感じたかった2時間の交渉でした。

高田晴美(執行委員長)

第2回 附属小での過酷な労働

教育の名のもとに

強いられる業務

大阪教育大学附属小学校では、教育現場で教員に教育とは直接関係のない業務や過酷な負担が日常的に課せられています。

日常の授業風景をホームページに掲載する作業もその一例です。授業中に教員自身が写真を撮影し、約50枚もの写真を毎日更新することが求められました。更新作業は夜19時ごろまでに終わることが暗黙のルールで、教育活動よりも広報が優先される文化がありました。ICT担当もおらず、すべて担任が抱え込むため、持ち帰りや残業が常態化しました。教育的効果が乏しい

「保護者の受けをねらった作業」であり、多額の寄付金の見返り的な側面も感じられました。



宿泊行事での過酷な勤務

さらに、林間学校や臨海学舎といった宿泊行事では、児童105人をわずか4人の教員で引率せざるを得ませんでした。林間学校では朝6時から夜23時まで休憩が取れず、教員は授業や行事準備に加え、宿泊中の児童安全まで一手に担いました。夜は睡眠を取れ

ましたが、昼間の休憩はほぼなく、引率体制の弱さが業務の過酷さを増していました。

臨海学舎での

水泳指導の負担

臨海学舎は5年・6年の児童行事で、教員全員が参加します。行事中は、教員自身が泳ぎながら児童の安全管理を行い、1日3時間以上の水泳指導を担当しなければなりません。さらに、この負担を達成するための泳力強化も普段の放課後に強要されるという状況でした。（職員室には各学年ごとの練習量をシールで掲示されていました）教員は勤務時間外にも関わらず、体力向上を求められ、心身に大きな負担がかかっています。

教育現場として

本末転倒な業務構造

このような過酷な労働環境は、附属学校が掲げる「教育実践のモデル校」という理念と著しく乖離しています。授業よりもホームページ更新や広報的作業、長時間の引率業務が優先されることで、教員は疲弊し、教育の質にも影響を及ぼします。教員が疲弊する姿を学生が目にする中で、将来の教員志望者が減少するという矛盾も生まれています。

小西正文（本部所属組合員）



文化おちこち (283) ことばがひらく小路

4. 一衣帯水の礎石

今年大阪で開催された関西万博で規模が一番大きく、構想も内容も圧倒していたのは中国パビリオンではなかっただろうか。館内外に「竹簡」を模した字句の林立。亀甲文字をはじめ、金文・篆書・隸書・行書・楷書の5書体で119首の漢詩を刻み、書体の変遷と同時に社会思想の歩みも表現していた。人類の文明にとって「文字」の発明は重要な構成要素の一つであり、情報化社会の現代に至ってなお、時空を超えて視覚的にもインパクトもつツールであることを再認識させる試みだった。



印象に残った二つの漢詩を挙げてみよう。日中友好の永続を願ってあげられていたの

は『論語』の学而第一の1「有朋自遠方来 不亦乐乎」「有朋自遠方より来る また楽しからずや」である。

もう一つは『史記 李斯伝』にある「河海不擇細流 故能就其深」「河海は細流を擇ばず 故に能く其の深きを就す」直訳すれば黄河や海はどれほど小さな川の水も隔てなく受け入れるからこそ、あれだけの深い流れになる。

高市首相の「台湾有事」発言をきっかけに日中関係は一挙に冷え切ってしまったようにみえる。初の訪中も遠のいた。双方の一衣帯水の歴史を振り返り、未来を臨んで事態を治める度量が試されているのはどちらだろう。中国からの旅行者も留学生も途絶えていいのか。次世代が深い「朋友」関係を育むために日本語と中国語を「支配する言葉」と「支配される言葉」から解放し、「響きあう言葉」とするために日本語教師たちが築いてきた礎石は強固な橋を架けるためだった。沼の底に沈めないでほしい。

(まねき猫)

やっぱり講師の給与は2級にすべき

学校現場の教員不足が問題となるなか、現場は講師をはじめとする「非正規」で支えられています。組合は教員と同様、あるいはそれ以上に現場で働く講師の給与が1級に据え置かれている問題を交渉で追及し続けています。しかし、大阪府をはじめとして大阪市、堺市などすべてが1級格付けとしています。しかし、全国的には24の自治体で2級格付けが実現しています。

組合と大阪府が11月に行った賃金団交では、給特法改定時の文科省答弁や附帯決議を理由とあげ、今までとは異なった「検討」という言葉を使いました。必ずしも前向きな検討とは感じられませんでした。文科省が「常勤職員と同

等の職務の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けを行ったりすることは改めるべき」としていることを無視はできなかったようです。

講師が現場で果たしている現状をしっかりと理解し、差別的な賃金制度を改定すべきときです。

酒井さとえ（書記長）

当面の日程

- 大阪全労協旗開き1月8日(水)
PLP会館4F中会議室 18:30～
参加申込〆切 12月24日(水)
受付EWA事務所へ☎またはMailで
*教育合同の旗開きはありません。
- 西日本討論集会・大阪開催
2月7日(土)13時・8日(土)9時
会場：庄内コラボセンター
*詳細は後日、お知らせします。



台湾有事は存立危機事態になりうるとの「レッド・ライン」を超えた首相答弁▼中国の水産物輸入停止や日本への渡航規制に対抗するカードが日本にはない▼トランプですら

「あいまい戦略」を踏襲せざるを得ない状況で▼中国とのチキン・レースに勝てる見込みもない▼中国総領事の「汚い首斬ってやる」発言には、「鶏を割くにいづくんぞ牛刀を用いん」と返すくらいか。